

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第一編 総則</p> <p> 第一章 通則</p> <p> 法第2条((定義))関係 〔寡婦及びひとり親(第30、31号関係)〕</p> <p>第二編 居住者の納税義務</p> <p> 第一章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p> 第一節 各種所得の金額の計算</p> <p> 第四款 必要経費等の計算</p> <p> 第二目 資産の評価及び償却費</p> <p> 法第47条((<u>棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法</u>))関係</p> <p> 法第48条の2((<u>暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法</u>))関係</p> <p> 第三節 所得控除</p> <p> 法第80条((寡婦控除))関係</p> <p> 法第81条((ひとり親控除))関係</p> <p>法第2条((定義))関係</p> <p>〔減価償却資産(第19号関係)〕</p> <p>(出漁権等)</p> <p>2-19 許可漁業の出漁権、繊維工業における織機の登録権利、タクシー業のいわゆるナンバー権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく許可、認可、登録、割当て等に係る権利は、<u>令第6条第8号</u>に掲げる営業権に該当するものとし、これらの権利に基づいて業務の活動を開始した日において業務の用に供されたものとする。この場合において、これらの権利を取得した者がその取得により可能となった業務の拡大のために必要な設備等を新たに取得することとなるときは、例えば、許可漁業の出漁権については当該許可に基づく出漁の用に供する船舶を発注するなど、当該業務の拡大に具体的に着手した日から業務の用に供されたものとする。</p> <p>(注) これらの権利の取得価額については、49-10参照</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第一編 総則</p> <p> 第一章 通則</p> <p> 法第2条((定義))関係 〔寡婦及び寡夫(第30、31号関係)〕</p> <p>第二編 居住者の納税義務</p> <p> 第一章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p> 第一節 各種所得の金額の計算</p> <p> 第四款 必要経費等の計算</p> <p> 第二目 資産の評価及び償却費</p> <p> 法第47条((<u>たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法</u>))関係</p> <p> 法第48条の2((<u>仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法</u>))関係</p> <p> 第三節 所得控除</p> <p> 法第81条((寡婦(寡夫)控除))関係</p> <p>法第2条((定義))関係</p> <p>〔減価償却資産(第19号関係)〕</p> <p>(出漁権等)</p> <p>2-19 許可漁業の出漁権、繊維工業における織機の登録権利、タクシー業のいわゆるナンバー権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく許可、認可、登録、割当て等に係る権利は、<u>令第6条第8号</u>に掲げる営業権に該当するものとし、これらの権利に基づいて業務の活動を開始した日において業務の用に供されたものとする。この場合において、これらの権利を取得した者がその取得により可能となった業務の拡大のために必要な設備等を新たに取得することとなるときは、例えば、許可漁業の出漁権については当該許可に基づく出漁の用に供する船舶を発注するなど、当該業務の拡大に具体的に着手した日から業務の用に供されたものとする。</p> <p>(注) これらの権利の取得価額については、49-10参照</p>

(無形固定資産の業務の用に供した時期)

2-20 令第6条第8号に掲げる無形固定資産のうち、現に営む業務の遂行上必要な漁業権、工業所有権及び樹木採取権については、その取得の日から業務の用に供されたものとして差し支えない。

(電気通信施設利用権の範囲)

2-22 令第6条第8号ニに掲げる電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで((用語))に規定する電気通信役務の提供を受ける権利のうち電話加入権(加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。)及びこれに準ずる権利を除く全ての権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。

[寡婦及びひとり親(第30、第31号関係)]

(寡婦の要件としての扶養親族の有無)

2-40 法第2条第1項第30号イ(1)に掲げる要件については、その者が扶養控除の規定の適用を受ける控除対象扶養親族又はその者の控除対象扶養親族以外の扶養親族(法第85条第5項の規定の適用がある場合には、同項の規定によりその者の扶養親族に該当する者に限る。)を有することをいうのであるから留意する。

(合計所得金額の計算)

2-41 法第2条第1項第30号イ(2)に規定する合計所得金額の計算に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 法第9条((非課税所得))、第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))その他の法令に規定する非課税所得の金額は、含まれないものであること。
- (2) 法その他の法令に規定する所得計算の特例の適用を受けた場合には、その適用後の所得の金額により計算すること。

(注) 措置法に規定する課税長期譲渡所得金額又は課税短期譲渡所得金額を計算する場合における特別控除額の控除は、上記の所得計算の特例には当たらないことに留意する。

(生死が明らかでない者の範囲)

2-42 令第11条第3号又は第4号((寡婦の範囲))に規定する危難に遭遇した者で、同一の危難に遭遇した者について既に死亡が確認されているなど、当該危難の状況からみて生存

(無形固定資産の業務の用に供した時期)

2-20 令第6条第8号に掲げる無形固定資産のうち、現に営む業務の遂行上必要な漁業権及び工業所有権については、その取得の日から業務の用に供されたものとして差し支えない。

(電気通信施設利用権の範囲)

2-22 令第6条第8号レに掲げる電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで((用語))に規定する電気通信役務の提供を受ける権利のうち電話加入権(加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。)及びこれに準ずる権利を除く全ての権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。

[寡婦及び寡夫(第30、第31号関係)]

(寡婦の要件としての扶養親族の有無)

2-40 法第2条第1項第30号イに規定する「扶養親族……を有する」とは、その者が扶養控除の規定の適用を受ける控除対象扶養親族又はその者の控除対象扶養親族以外の扶養親族(法第85条第5項の規定の適用がある場合には、同項の規定によりその者の扶養親族に該当する者に限る。)を有することをいう。

(合計所得金額の計算)

2-41 法第2条第1項第30号ロに規定する合計所得金額の計算に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 法第9条((非課税所得))、第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))その他の法令に規定する非課税所得の金額は、含まれないものであること。
- (2) 法その他の法令に規定する所得計算の特例の適用を受けた場合には、その適用後の所得の金額により計算すること。

(注) 措置法に規定する課税長期譲渡所得金額又は課税短期譲渡所得金額を計算する場合における特別控除額の控除は、上記の所得計算の特例には当たらないことに留意する。

(生死が明らかでない者の範囲)

2-42 令第11条第1項第3号又は第4号((寡婦の範囲))に規定する危難に遭遇した者で、同一の危難に遭遇した者について既に死亡が確認されているなど、当該危難の状況からみ

していることが期待できないと認められるものについては、当該危難があった時からこれらの号に掲げる者に該当するものとして差し支えない。この場合において、後日その者の生存が確認されたときにおいても、その確認された日前の寡婦又はひとり親の判定については影響がないものとする。

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合)

10-16 非課税貯蓄申告書等を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税貯蓄申告書等に記載する住所は規則第7条第2項第1号に掲げる「個人番号カード」又は同項第2号若しくは同条第4項第2号に掲げる「住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」に記載されている住所によることとする。

法第35条((雑所得))関係

(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算について)

35-8 法第35条第4項各号に規定する「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」は、その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額をいうのであるから、措置法第41条の3の3第2項((所得金額調整控除))の規定による所得金額調整控除の適用はないものとして計算することに留意する。

法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係

(特定譲渡制限付株式等を交付された場合の所得の収入すべき時期等)

23~35共-5の3 交付法人から特定譲渡制限付株式等を交付された場合の当該特定譲渡制限付株式等に係る所得の収入金額の収入すべき時期は、当該特定譲渡制限付株式等の譲渡制限が解除された日(同日前に当該特定譲渡制限付株式等を交付された個人が死亡した場合において、当該個人の死亡の時に令第84条第2項第2号に規定する事由に該当しないことが確定している当該特定譲渡制限付株式等については、当該個人の死亡の日。23~35共-5の4及び48-1の2において同じ。)による。

(注)1 その確定した特定譲渡制限付株式等に係る所得の収入金額については、その死亡した個人の収入金額となることに留意する。

2 令第84条第2項第2号に規定する事由その他の事由により、交付法人が特定譲渡

て生存していることが期待できないと認められるものについては、当該危難があった時からこれらの号に掲げる者に該当するものとして差し支えない。この場合において、後日その者の生存が確認されたときにおいても、その確認された日前の寡婦又は寡夫の判定については影響がないものとする。

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合)

10-16 非課税貯蓄申告書等を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税貯蓄申告書等に記載する住所は規則第7条第2項第1号に掲げる「個人番号カード」、同条第4項第2号に掲げる「通知カード」又は同条第2項第2号若しくは同条第4項第3号に掲げる「住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」に記載されている住所によることとする。

法第35条((雑所得))関係

(新 設)

法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係

(特定譲渡制限付株式等を交付された場合の所得の収入すべき時期)

23~35共-5の3 交付法人から特定譲渡制限付株式等を交付された場合の当該特定譲渡制限付株式等に係る所得の収入金額の収入すべき時期は、当該特定譲渡制限付株式等の譲渡制限が解除された日による。

なお、令第84条第1項第2号に規定する事由その他の事由により、交付法人が特定譲渡

制限付株式等が無償で取得することとなった場合における当該特定譲渡制限付株式等については、課税しない。

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分)

23～35共－6 発行法人から令第84条第3項各号に掲げる権利を与えられた場合(同項の規定の適用を受ける場合に限る。以下23～35共－6の2において同じ。)の当該権利の行使による株式(これに準ずるものを含む。以下23～35共－9までにおいて同じ。)の取得に係る所得区分は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

(1) 令第84条第3項第1号又は第2号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 発行法人(外国法人を含む。)と当該権利を与えられた者との関係等に応じ、それぞれ次による。

イ 発行法人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるとき 給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。

(注) 例えば、措置法第29条の2第1項((特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等))に規定する「取締役等」の関係については、雇用契約又はこれに類する関係に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の営む業務に関連して当該権利が与えられたと認められるとき 事業所得又は雑所得とする。

(注) 例えば、措置法第29条の2第1項に規定する「特定従事者」にその者の営む業務に関連して同項に規定する特定新株予約権が与えられた場合(雇用契約又はこれに類する関係にない場合に限る。)において同項の適用がないときは、上記に該当することに留意する。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として雑所得とする。

(2) 令第84条第3項第3号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 一時所得とする。ただし、当該発行法人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関連して株式を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該株式を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とする。

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得の収入すべき時期)

23～35共－6の2 発行法人から令第84条第3項各号に掲げる権利を与えられた場合の当

制限付株式等が無償で取得することとなった場合には、課税しない。

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分)

23～35共－6 発行法人から令第84条第2項各号に掲げる権利を与えられた場合(同項の規定の適用を受ける場合に限る。以下23～35共－6の2において同じ。)の当該権利の行使による株式(これに準ずるものを含む。以下23～35共－9までにおいて同じ。)の取得に係る所得区分は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

(1) 令第84条第2項第1号又は第2号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 発行法人(外国法人を含む。)と当該権利を与えられた者との関係等に応じ、それぞれ次による。

イ 発行法人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるとき 給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。

(注) 例えば、措置法第29条の2第1項((特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等))に規定する「取締役等」の関係については、雇用契約又はこれに類する関係に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の営む業務に関連して当該権利が与えられたと認められるとき 事業所得又は雑所得とする。

(注) 例えば、措置法第29条の2第1項に規定する「特定従事者」にその者の営む業務に関連して同項に規定する特定新株予約権が与えられた場合(雇用契約又はこれに類する関係にない場合に限る。)において同項の適用がないときは、上記に該当することに留意する。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として雑所得とする。

(2) 令第84条第2項第3号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 一時所得とする。ただし、当該発行法人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関連して株式を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該株式を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とする。

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得の収入すべき時期)

23～35共－6の2 発行法人から令第84条第2項各号に掲げる権利を与えられた場合の当

該権利に係る所得の収入金額の収入すべき時期は、当該権利の行使により取得した株式の取得についての申込みをした日（同項第3号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合において、当該権利に係る株式の取得についての申込みをした日が明らかでないときは、当該株式についての申込期限の日）による。

（注） 株式を取得する権利を与えられた者が当該株式の取得について申込みをしなかったこと若しくはその申込みを取り消したこと又は払込みをしなかったことにより失権した場合には、課税しない。

（株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合）

23～35共－7 令第84条第3項第3号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合」とは、その株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況におけるその発行法人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下る金額である場合をいうものとする。

（注）1 社会通念上相当と認められる価額を下る金額であるかどうかは、当該株式の価額と当該株式と引換えに払い込むべき額との差額が当該株式の価額のおおむね10%相当額以上であるかどうかにより判定する。

2 株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況における株式の価額とは、決定日の価額のみをいうのではなく、決定日前1月間の平均株価等、当該株式と引換えに払い込むべき額を決定するための基礎として相当と認められる価額をいう。

（株主等として与えられた場合）

23～35共－8 令第84条第3項に規定する「株主等として与えられた場合（当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）」とは、同項に規定する権利が株主等のその有する株式の内容及び数に応じて平等に与えられ、かつ、その株主等とその内容の異なる株式を有する株主等との間においても経済的な衡平が維持される場合をいうことに留意する。

（注） 例えば、他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当するかどうかの判定については、新株予約権無償割当てにつき会社法第322条の種類株主総会の決議があったか否かのみをもって判定するのではなく、その発行法人の各種類の株式の内容、当該新株予約権無償割当ての状況などを総合的に勘案して判断する必要があることに留意する。

（株式等を取得する権利の価額）

23～35共－9 令第84条第3項第1号及び第2号に掲げる権利の行使の日又は同項第3号に掲げる権利に基づく払込み若しくは給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場

該権利に係る所得の収入金額の収入すべき時期は、当該権利の行使により取得した株式の取得についての申込みをした日による。ただし、同項第3号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合において、当該権利に係る株式の取得についての申込みをした日が明らかでないときは、当該株式についての申込期限による。

なお、株式を取得する権利を与えられた者が当該株式の取得について申込みをしなかったこと若しくはその申込みを取り消したこと又は払込みをしなかったことにより失権した場合には、課税しない。

（株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合）

23～35共－7 令第84条第2項第3号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合」とは、その株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況におけるその発行法人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下る金額である場合をいうものとする。

（注）1 社会通念上相当と認められる価額を下る金額であるかどうかは、当該株式の価額と当該株式と引換えに払い込むべき額との差額が当該株式の価額のおおむね10%相当額以上であるかどうかにより判定する。

2 株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況における株式の価額とは、決定日の価額のみをいうのではなく、決定日前1月間の平均株価等、当該株式と引換えに払い込むべき額を決定するための基礎として相当と認められる価額をいう。

（株主等として与えられた場合）

23～35共－8 令第84条第2項に規定する「株主等として与えられた場合（当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）」とは、同項に規定する権利が株主等のその有する株式の内容及び数に応じて平等に与えられ、かつ、その株主等とその内容の異なる株式を有する株主等との間においても経済的な衡平が維持される場合をいうことに留意する。

（注） 例えば、他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当するかどうかの判定については、新株予約権無償割当てにつき会社法第322条の種類株主総会の決議があったか否かのみをもって判定するのではなく、その発行法人の各種類の株式の内容、当該新株予約権無償割当ての状況などを総合的に勘案して判断する必要があることに留意する。

（株式等を取得する権利の価額）

23～35共－9 令第84条第2項第1号及び第2号に掲げる権利の行使の日又は同項第3号に掲げる権利に基づく払込み若しくは給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場

合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。)における同条第3項本文の株式の価額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

- (1) これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合当該株式につき金融商品取引法第130条の規定により公表された最終の価格(同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。以下この項において同じ。)とする。
- (2) これらの権利の行使により取得する株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該株式につき合理的に計算した価額とする。
- (3) (1)の株式及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)が行われるもの(イに該当するものを除く。) 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) この取扱いは、令第354条第2項((新株予約権の行使に関する調書))に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。)における同条第2項本文の株式の価額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

- (1) これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合当該株式につき金融商品取引法第130条の規定により公表された最終の価格(同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。以下この項において同じ。)とする。
- (2) これらの権利の行使により取得する株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該株式につき合理的に計算した価額とする。
- (3) (1)の株式及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)が行われるもの(イに該当するものを除く。) 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) この取扱いは、令第354条第2項((新株予約権の行使に関する調書))に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

(信用取引等に係る所得の帰属時期)

23～35共－10 信用取引若しくは発行日取引又は先物取引の方法による株式又は公社債の売買から生ずる所得及び令第119条の7に規定する暗号資産信用取引（以下36・37共－22において同じ。）の方法による暗号資産（法第48条の2第1項に規定する暗号資産をいう。以下36・37共－22及び第48条の2関係において同じ。）の売買から生ずる所得は、これらの取引の決済の日の属する年分の所得とする。

法第36条((収入金額)関係)

(有価証券の評価)

36－36 使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券(令第84条第3項各号に掲げる権利で同項の規定の適用を受けるもの及び株主等として発行法人から与えられた株式(これに準ずるものを含む。))を取得する権利を除く。)については、その支給時の価額により評価する。この場合における支給時の価額については、23～35共－9及び昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」の第8章第2節((公社債))の取扱いに準じて評価する。

(信用取引に係る金利等)

36・37共－22 信用取引の方法により株式の買付け若しくは売付けを行った者又は暗号資産信用取引の方法により暗号資産の買付け若しくは売付けを行った者が、当該信用取引又は当該暗号資産信用取引に関し、証券会社に支払うべき、若しくは証券会社から支払を受けるべき金利若しくは品貸料又は令第119条の7に規定する暗号資産交換業を行う者（以下この項及び48の2－1において「暗号資産交換業者」という。）に支払うべき、若しくは暗号資産交換業者から支払を受けるべき金利若しくはいわゆる品貸料に相当する金額は、それぞれ次によるものとする。

- (1) 買付けを行った者が、証券会社に支払うべき金利は当該買付けに係る株式の取得価額に算入し、証券会社から支払を受けるべき品貸料は当該買付けに係る株式の取得価額から控除する。
- (2) 売付けを行った者が、証券会社から支払を受けるべき金利は当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額に算入し、証券会社に支払うべき品貸料は当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額から控除する。
- (3) 買付けを行った者が、暗号資産交換業者に支払うべき金利は当該買付けに係る暗号資産の取得価額に算入し、暗号資産交換業者から支払を受けるべきいわゆる品貸料は当該買付けに係る暗号資産の取得価額から控除する。
- (4) 売付けを行った者が、暗号資産交換業者から支払を受けるべき金利は当該売付けに係

(信用取引等に係る所得の帰属時期)

23～35共－10 信用取引若しくは発行日取引又は先物取引の方法による株式又は公社債の売買から生ずる所得及び令第119条の7に規定する仮想通貨信用取引（以下36・37共－22において同じ。）の方法による仮想通貨（法第48条の2第1項に規定する仮想通貨をいう。以下36・37共－22及び第48条の2関係において同じ。）の売買から生ずる所得は、これらの取引の決済の日の属する年分の所得とする。

法第36条((収入金額)関係)

(有価証券の評価)

36－36 使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券(令第84条第2項各号に掲げる権利で同項の規定の適用を受けるもの及び株主等として発行法人から与えられた株式(これに準ずるものを含む。))を取得する権利を除く。)については、その支給時の価額により評価する。この場合における支給時の価額については、23～35共－9及び昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」の第8章第2節((公社債))の取扱いに準じて評価する。

(信用取引に係る金利等)

36・37共－22 信用取引の方法により株式の買付け若しくは売付けを行った者又は仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の買付け若しくは売付けを行った者が、当該信用取引又は当該仮想通貨信用取引に関し、証券会社に支払うべき、若しくは証券会社から支払を受けるべき金利若しくは品貸料又は令第119条の7に規定する仮想通貨交換業を行う者（以下この項及び48の2－1において「仮想通貨交換業者」という。）に支払うべき、若しくは仮想通貨交換業者から支払を受けるべき金利若しくはいわゆる品貸料に相当する金額は、それぞれ次によるものとする。

- (1) 買付けを行った者が、証券会社に支払うべき金利は当該買付けに係る株式の取得価額に算入し、証券会社から支払を受けるべき品貸料は当該買付けに係る株式の取得価額から控除する。
- (2) 売付けを行った者が、証券会社から支払を受けるべき金利は当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額に算入し、証券会社に支払うべき品貸料は当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額から控除する。
- (3) 買付けを行った者が、仮想通貨交換業者に支払うべき金利は当該買付けに係る仮想通貨の取得価額に算入し、仮想通貨交換業者から支払を受けるべきいわゆる品貸料は当該買付けに係る仮想通貨の取得価額から控除する。
- (4) 売付けを行った者が、仮想通貨交換業者から支払を受けるべき金利は当該売付けに係

る暗号資産の売買による収入金額に算入し、暗号資産交換業者に支払うべきいわゆる品賃料は当該売付けに係る暗号資産の売買による収入金額から控除する。

法第47条((棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係

(製造原価に算入しないことができる費用)

47-19 次に掲げるような費用の額は、令第103条第1項第2号イに掲げる製造等のために要した金額に算入しないことができる。

- (1) 退職給与規程を改正した年において退職給与引当金勘定に繰り入れた金額でその年分の必要経費に算入される金額のうち、その改正後の退職給与規程をその年の前年12月31日における退職給与規程とみなして計算した場合におけるその年分の繰入限度を超える部分の金額
- (2) 使用人等に支給した賞与のうち、例えば、創業何周年記念賞与のように特別の場合に支給される賞与であることの明らかなものの額(通常の賞与として支給される金額に相当する金額を除く。)
- (3) 試験研究費のうち、基礎研究及び応用研究の費用の額並びに工業化研究に該当することが明らかでないものの費用の額
- (4) 措置法に定める特別償却の規定の適用を受ける資産の償却費の額のうち法第49条第1項((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))の規定により計算される償却費の額に相当する金額以外の部分の金額
- (5) 工業所有権等について支払う使用料の額が売上高等に基づいている場合における当該使用料の額及び当該工業所有権等に係る頭金の償却費の額
- (6) 工業所有権等について支払う使用料の額が生産数量等を基礎として定められており、かつ、最低使用料の定めがある場合において支払われる使用料の額のうち生産数量等により計算される使用料の額を超える部分の金額
- (7) 複写して販売するための原本となるソフトウェアの償却費の額
- (8) 事業税の額
- (9) 事業の閉鎖、事業規模の縮小等のために大量に整理した使用人に対し支給する退職給与の額
- (10) 生産を相当期間にわたり休止した場合のその休止期間に対応する費用の額
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律第53条第1項((障害者雇用納付金の徴収及び納付義務))に規定する障害者雇用納付金の額

る仮想通貨の売買による収入金額に算入し、仮想通貨交換業者に支払うべきいわゆる品賃料は当該売付けに係る仮想通貨の売買による収入金額から控除する。

法第47条((たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係

(製造原価に算入しないことができる費用)

47-19 次に掲げるような費用の額は、令第103条第1項第2号イに掲げる製造等のために要した金額に算入しないことができる。

- (1) 退職給与規程を改正した年において退職給与引当金勘定に繰り入れた金額でその年分の必要経費に算入される金額のうち、その改正後の退職給与規程をその年の前年12月31日における退職給与規程とみなして計算した場合におけるその年分の繰入限度を超える部分の金額
- (2) 使用人等に支給した賞与のうち、例えば、創業何周年記念賞与のように特別の場合に支給される賞与であることの明らかなものの額(通常の賞与として支給される金額に相当する金額を除く。)
- (3) 試験研究費のうち、基礎研究及び応用研究の費用の額並びに工業化研究に該当することが明らかでないものの費用の額
- (4) 措置法に定める特別償却の規定の適用を受ける資産の償却費の額のうち法第49条第1項((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))の規定により計算される償却費の額に相当する金額以外の部分の金額及び令第133条の2((陳腐化した減価償却資産の償却費の特例))の規定による陳腐化資産の償却費の額のうち陳腐化による償却費の額
- (5) 工業所有権等について支払う使用料の額が売上高等に基づいている場合における当該使用料の額及び当該工業所有権等に係る頭金の償却費の額
- (6) 工業所有権等について支払う使用料の額が生産数量等を基礎として定められており、かつ、最低使用料の定めがある場合において支払われる使用料の額のうち生産数量等により計算される使用料の額を超える部分の金額
- (7) 複写して販売するための原本となるソフトウェアの償却費の額
- (8) 事業税の額
- (9) 事業の閉鎖、事業規模の縮小等のために大量に整理した使用人に対し支給する退職給与の額
- (10) 生産を相当期間にわたり休止した場合のその休止期間に対応する費用の額
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律第53条第1項((障害者雇用納付金の徴収及び納付義務))に規定する障害者雇用納付金の額

法第48条((有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)関係

(発行人から与えられた株式等を取得する権利の行使により取得した株式等の価額)

48-2 令第109条第1項第3号に規定する有価証券のその権利の行使の日(令第84条第3項第3号に掲げる権利の行使により取得した有価証券にあっては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額は、23~35共-9により求めた価額とする。

(新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)

48-6の2 新株予約権の行使により取得した株式(発行人から与えられた令第84条第3項第1号又は第2号に掲げる新株予約権で同項の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。)1株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額によるものとする。

[算式] 省略

法第48条の2((暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)関係

(一時的に必要な暗号資産を取得した場合の取扱い)

48の2-1 令第119条の2第2項に規定する一時的に必要な暗号資産を取得する場合は、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に、その暗号資産(種類の異なる暗号資産との交換にあっては、その有する暗号資産又はその種類の異なる暗号資産)がいずれの暗号資産交換業者においても、本邦通貨及び外国通貨(以下この項において「本邦通貨等」という。)と直接交換することができないこと(種類の異なる暗号資産との交換にあっては、その有する暗号資産とその種類の異なる暗号資産とが直接交換することができないことを含む。)から、本邦通貨等(種類の異なる暗号資産との交換にあっては、その種類の異なる暗号資産)と直接交換することが可能な他の暗号資産を介在して取引を行うため、一時的に当該他の暗号資産を有することが必要となる場合をいうことに留意する。

この場合において、一時的に必要な暗号資産の譲渡原価の計算における取得価額は、個別法(当該暗号資産について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。)により算出することに留意する。

(暗号資産の種類)

法第48条((有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)関係

(発行人から与えられた株式等を取得する権利の行使により取得した株式等の価額)

48-2 令第109条第1項第3号に規定する有価証券のその権利の行使の日(令第84条第2項第3号に掲げる権利の行使により取得した有価証券にあっては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額は、23~35共-9により求めた価額とする。

(新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)

48-6の2 新株予約権の行使により取得した株式(発行人から与えられた令第84条第2項第1号又は第2号に掲げる新株予約権で同項の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。)1株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額によるものとする。

[算式] 省略

法第48条の2((仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)関係

(一時的に必要な仮想通貨を取得した場合の取扱い)

48の2-1 令第119条の2第2項に規定する一時的に必要な仮想通貨を取得する場合は、仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に、その仮想通貨(種類の異なる仮想通貨との交換にあっては、その有する仮想通貨又はその種類の異なる仮想通貨)がいずれの仮想通貨交換業者においても、本邦通貨及び外国通貨(以下この項において「本邦通貨等」という。)と直接交換することができないこと(種類の異なる仮想通貨との交換にあっては、その有する仮想通貨とその種類の異なる仮想通貨とが直接交換することができないことを含む。)から、本邦通貨等(種類の異なる仮想通貨との交換にあっては、その種類の異なる仮想通貨)と直接交換することが可能な他の仮想通貨を介在して取引を行うため、一時的に当該他の仮想通貨を有することが必要となる場合をいうことに留意する。

この場合において、一時的に必要な仮想通貨の譲渡原価の計算における取得価額は、個別法(当該仮想通貨について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。)により算出することに留意する。

(仮想通貨の種類)

48の2-2 令第119条の3第1項に規定する暗号資産の評価の方法の選定に当たっては、名称の異なる暗号資産は、それぞれ種類の異なる暗号資産として区分することに留意する。

(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)

48の2-3 47-16の2の取扱いは、暗号資産の評価の方法について変更承認申請書の提出があった場合における令第119条の4第2項の規定の適用について準用する。

(暗号資産の取得価額)

48の2-4 暗号資産を売買した場合における事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、法第37条第1項及び第48条の2の規定に基づいて計算した金額となるのであるが、暗号資産の売買による収入金額の100分の5に相当する金額を暗号資産の取得価額として事業所得の金額又は雑所得の金額を計算しているときは、これを認めて差し支えないものとする。

法第72条((雑損控除))関係

(資産について受けた損失の金額の計算)

72-2 令第206条第3項各号に掲げる資産について受けた損失の金額は、個々の資産ごとに、次に掲げる金額のいずれかを基礎として計算することに留意する。

- (1) 損失を生じた時の直前におけるその資産の価額
- (2) 令第206条第3項各号に定めるその資産の取得費とされる金額に相当する金額

(損失の生じた資産の取得費)

72-8 災害等により法第72条第1項に規定する資産が損壊し、又はその価値が減少した場合において、当該事由が生じた直後における当該資産の価額が、当該事由が生じた直前において当該資産の譲渡又は消滅があったものとして計算した当該資産の取得費に相当する金額に満たないこととなったときは、当該満たない部分の金額は、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。

- (1) 減価償却資産及び繰延資産 当該事由が生じた時において当該資産の償却費の額に算入された金額とする。
- (2) (1)以外の資産 当該資産の取得費から控除する。

法第80条((寡婦控除))関係

48の2-2 令第119条の3第1項に規定する仮想通貨の評価の方法の選定に当たっては、名称の異なる仮想通貨は、それぞれ種類の異なる仮想通貨として区分することに留意する。

(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)

48の2-3 47-16の2は、仮想通貨の評価の方法について変更承認申請書の提出があった場合における令第119条の4第2項の規定の適用について準用する。

(仮想通貨の取得価額)

48の2-4 仮想通貨を売買した場合における事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、法第37条第1項及び第48条の2の規定に基づいて計算した金額となるのであるが、仮想通貨の売買による収入金額の100分の5に相当する金額を仮想通貨の取得価額として事業所得の金額又は雑所得の金額を計算しているときは、これを認めて差し支えないものとする。

法第72条((雑損控除))関係

(資産について受けた損失の金額の計算)

72-2 法第38条第2項に規定する資産について受けた損失の金額は、個々の資産ごとに、次に掲げる金額のいずれかを基礎として計算することに留意する。

- (1) 損失を生じた時の直前におけるその資産の価額
- (2) 令第206条第3項に規定するその資産の取得費とされる金額に相当する金額

(損失の生じた資産の取得費)

72-8 災害等により法第72条第1項に規定する資産が損壊し、又はその価値が減少した場合において、当該事由が生じた直後における当該資産の価額が、当該事由が生じた直前において当該資産の譲渡があったものとして計算した当該資産の取得費に相当する金額に満たないこととなったときは、当該満たない部分の金額は、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。

- (1) 減価償却資産及び繰延資産 当該事由が生じた時において当該資産の償却費の額に算入された金額とする。
- (2) (1)以外の資産 当該資産の取得費から控除する。

法第81条((寡婦(寡夫)控除))関係

(配偶者控除を受ける場合の寡婦控除)

80-1 年の中途において夫と死別した妻でその年において寡婦に該当するものについては、たとえその者が死別した夫につき配偶者控除の規定の適用を受ける場合であっても、寡婦控除の規定の適用があることに留意する。

法第81条((ひとり親控除))関係

(配偶者控除を受ける場合のひとり親控除)

81-1 年の中途において夫又は妻と死別した妻又は夫でその年においてひとり親に該当するものについては、たとえその者が死別した夫又は妻につき配偶者控除の規定の適用を受ける場合であっても、ひとり親控除の規定の適用があることに留意する。

法第104条((予定納税額の納付))関係

(予定納税基準額を計算する場合の諸控除)

104-1 予定納税基準額を計算する場合における所得控除及び税額控除並びに措置法第41条の3の3第1項又は第2項((所得金額調整控除))の規定による所得金額調整控除は、前年分の課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額(法第90条第1項((変動所得及び臨時所得の平均課税))の規定の適用を受けたものに限る。以下105-3において同じ。)がある場合においても、これらの控除額を改算しないで、予定納税基準額の計算の基礎となる所得の金額等からそのまま控除するものとする。

法第111条((予定納税額の減額の承認の申請))関係

(申告納税見積額の計算)

111-3 法第111条第4項に規定する申告納税見積額の計算の基礎となるその年分の所得金額の見積額、所得控除額の見積額及び所得税の額の見積額については、それぞれ次による。

(1) 所得金額の見積額

その年分の収入金額又は総収入金額及び必要経費については、その年6月30日(法第111条第2項に規定する者については、その年10月31日。以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)までの実績額及び基準日後その年12月31日までの見積額の合計額によるものとし、これらの金額の計算に当たっては、法及びその他の法令の規定により確定申告書の提出を要件として適用される特例でその適用を受けると見込まれる

(配偶者控除を受ける場合の寡婦(寡夫)控除)

81-1 年の中途において夫又は妻と死別した妻又は夫でその年において寡婦又は寡夫に該当するものについては、たとえその者が死別した夫又は妻につき配偶者控除の規定の適用を受ける場合であっても、寡婦(寡夫)控除の規定の適用があることに留意する。

(新設)

(新設)

法第104条((予定納税額の納付))関係

(予定納税基準額を計算する場合の諸控除)

104-1 予定納税基準額を計算する場合における所得控除及び税額控除は、前年分の課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額(法第90条第1項((変動所得及び臨時所得の平均課税))の規定の適用を受けたものに限る。以下105-3において同じ。)がある場合においても、これらの控除額を改算しないで、予定納税基準額の計算の基礎となる所得の金額等からそのまま控除するものとする。

法第111条((予定納税額の減額の承認の申請))関係

(申告納税見積額の計算)

111-3 法第111条第4項に規定する申告納税見積額の計算の基礎となるその年分の所得金額の見積額、所得控除額の見積額及び所得税の額の見積額については、それぞれ次による。

(1) 所得金額の見積額

その年分の収入金額又は総収入金額及び必要経費については、その年6月30日(法第111条第2項に規定する者については、その年10月31日。以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)までの実績額及び基準日後その年12月31日までの見積額の合計額によるものとし、これらの金額の計算に当たっては、法及びその他の法令の規定により確定申告書の提出を要件として適用される特例でその適用を受けると見込まれる

ものは、その特例を適用したところにより計算した金額とする。

(2) 所得控除額の見積額

イ 雑損控除額の見積額については、基準日までに生じた損失の金額及び同日までに支出した令第206条第1項各号(雑損控除の対象となる雑損失の範囲)に掲げる支出の金額並びに同日後その年12月31日までに支出することが確実と認められる同項各号に掲げる支出の金額の合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)を基礎として計算する。この場合において、配偶者その他の親族の資産につき生じた損失の金額が雑損控除の対象になるかどうかは、居住者と生計を一にするかどうかについては災害等のあった時の現況により、所得の金額が基礎控除額以下であるかどうかについては(1)により判定したところによる。

ロ 医療費控除額の見積額については、基準日までに支払った医療費の額及び同日後その年12月31日までに支払うことが確実と認められる医療費の額の見積額の合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)を基礎として計算する。

ハ 社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額又は地震保険料控除額の見積額については、それぞれ基準日までに支払ったこれらの保険料又は掛金の額及び同日後その年12月31日までに支払うことが確実と認められるこれらの保険料又は掛金の額の見積額の合計額(その年中に支払を受けるべき剰余金等の見積額を除く。)を基礎として計算する。

ニ 寄附金控除額の見積額については、基準日までに支出した特定寄附金の額及び同日後その年12月31日までに支出することが確実と認められる特定寄附金の額の見積額の合計額を基礎として計算する。

ホ 障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の見積額は、生計を一にするかどうかについては基準日の現況により、合計所得金額については(1)により、年齢についてはその年12月31日の現況により判定したところにより計算する。

(3) 所得税の額の見積額

所得税の額の見積額については、法及びその他の法令の規定により確定申告書の提出を要件として適用される特例でその適用を受けると見込まれるものは、その特例を適用したところにより計算した額とする。

法第161条((国内源泉所得))関係

(恒久的施設において使用する資産の範囲)

161-11 法第161条第1項第1号に規定する「恒久的施設において使用する資産」には、165の3-4の判定により恒久的施設に帰せられることとなる資産のほか、例えば、賃借して

ものは、その特例を適用したところにより計算した金額とする。

(2) 所得控除額の見積額

イ 雑損控除額の見積額については、基準日までに生じた損失の金額及び同日までに支出した令第206条第1項各号(雑損控除の対象となる雑損失の範囲)に掲げる支出の金額並びに同日後その年12月31日までに支出することが確実と認められる同項各号に掲げる支出の金額の合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)を基礎として計算する。この場合において、配偶者その他の親族の資産につき生じた損失の金額が雑損控除の対象になるかどうかは、居住者と生計を一にするかどうかについては(1)により判定したところによる。

ロ 医療費控除額の見積額については、基準日までに支払った医療費の額及び同日後その年12月31日までに支払うことが確実と認められる医療費の額の見積額の合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)を基礎として計算する。

ハ 社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額又は地震保険料控除額の見積額については、それぞれ基準日までに支払ったこれらの保険料又は掛金の額及び同日後その年12月31日までに支払うことが確実と認められるこれらの保険料又は掛金の額の見積額の合計額(その年中に支払を受けるべき剰余金等の見積額を除く。)を基礎として計算する。

ニ 寄附金控除額の見積額については、基準日までに支出した特定寄附金の額及び同日後その年12月31日までに支出することが確実と認められる特定寄附金の額の見積額の合計額を基礎として計算する。

ホ 障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の見積額は、生計を一にするかどうかについては基準日の現況により、合計所得金額については(1)により、年齢についてはその年12月31日の現況により判定したところにより計算する。

(3) 所得税の額の見積額

所得税の額の見積額については、法及びその他の法令の規定により確定申告書の提出を要件として適用される特例でその適用を受けると見込まれるものは、その特例を適用したところにより計算した額とする。

法第161条((国内源泉所得))関係

(恒久的施設において使用する資産の範囲)

161-11 法第161条第1項第1号に規定する「恒久的施設において使用する資産」には、165の3-4の判定により恒久的施設に帰せられることとなる資産のほか、例えば、賃借して

いる固定資産（令第6条第8号イからソまで（減価償却資産の範囲））に掲げる無形固定資産を除く。）、使用許諾を受けた無形資産（令第291条の2第2項第1号イからハまで（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得））に掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。）等で当該恒久的施設において使用するものが含まれることに留意する。

（注）本文の「賃借」及び「使用許諾」には、賃借及び使用許諾に相当する内部取引が含まれる。

法第194条から第198条まで（（給与所得者の源泉徴収に関する申告）共通関係

（申告書の記載事項に誤りがあったことによる徴収不足税額の強制徴収）

194～198共－2 194～198共－1の場合において、給与等の支払者が当該徴収不足税額を徴収して納付しないときは、法第221条第1項（源泉徴収に係る所得税の徴収）の規定により、当該徴収不足税額を当該給与等の支払者から徴収することに留意する。ただし、給与等の支払者に当該徴収不足税額を生じたことについて過失がないと認められ、かつ、当該徴収不足税額を徴収して納付することができないことについて正当な事由があると認められる場合には、強いて追求しないものとする。

法第194条（（給与所得者の扶養控除等申告書）及び第195条（（従たる給与についての扶養控除等申告書））関係

（障害者である源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に係る控除を従たる給与等から行う場合）

194・195－4 従たる給与についての扶養控除等申告書を提出して従たる給与等から控除することができるのは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の控除に限られ、障害者、寡婦、ひとり親及び勤労学生の控除は主たる給与等（法第185条第1項第1号（賞与以外の給与等に係る徴収税額））及び第186条第1項第1号（賞与に係る徴収税額））に掲げる給与等をいう。以下194・195－5までにおいて同じ。）からのみ控除することができるのであるから、障害者である源泉控除対象配偶者（同一生計配偶者に該当する者に限る。）及び控除対象扶養親族については、障害者の控除は主たる給与等から行い、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の控除は従たる給与等から行うことができることに留意する。

法第196条関係（（給与所得者の保険料控除申告書））関係

（保険料の金額等を証する書類の提出又は提示に代わるもの）

いる固定資産（令第6条第8号イからレまで（減価償却資産の範囲））に掲げる無形固定資産を除く。）、使用許諾を受けた無形資産（令第291条の2第2項第1号イからハまで（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得））に掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。）等で当該恒久的施設において使用するものが含まれることに留意する。

（注）本文の「賃借」及び「使用許諾」には、賃借及び使用許諾に相当する内部取引が含まれる。

法第194条から第198条まで（（給与所得者の源泉徴収に関する申告）共通関係

（申告書の記載事項に誤りがあったことによる徴収不足税額の強制徴収）

194～198共－2 194～198共－1の場合において、給与等の支払者が当該徴収不足税額を徴収して納付しないときは、法第221条（源泉徴収に係る所得税の徴収）の規定により、当該徴収不足税額を当該給与等の支払者から徴収することに留意する。ただし、給与等の支払者に当該徴収不足税額を生じたことについて過失がないと認められ、かつ、当該徴収不足税額を徴収して納付することができないことについて正当な事由があると認められる場合には、強いて追求しないものとする。

法第194条（（給与所得者の扶養控除等申告書）及び第195条（（従たる給与についての扶養控除等申告書））関係

（障害者である源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に係る控除を従たる給与等から行う場合）

194・195－4 従たる給与についての扶養控除等申告書を提出して従たる給与等から控除することができるのは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の控除に限られ、障害者、寡婦、寡夫及び勤労学生の控除は主たる給与等（法第185条第1項第1号（賞与以外の給与等に係る徴収税額））及び第186条第1項第1号（賞与に係る徴収税額））に掲げる給与等をいう。以下194・195－5までにおいて同じ。）からのみ控除することができるのであるから、障害者である源泉控除対象配偶者（同一生計配偶者に該当する者に限る。）及び控除対象扶養親族については、障害者の控除は主たる給与等から行い、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の控除は従たる給与等から行うことができることに留意する。

法第196条関係（（給与所得者の保険料控除申告書））関係

（保険料の金額等を証する書類の提出又は提示に代わるもの）

196-2 次に掲げる生命保険料等については、給与所得者の保険料控除申告書に記載したその年中に支払った新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料又は地震保険料の金額及び規則第76条各項((保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項))に掲げる事項に誤りがないことについて当該勤務先の代表者又はその代理人の確認を受けている場合には、法第196条第2項に規定する書類の提出又は提示があったものとする。

- (1) 法第76条第1項に規定する「新生命保険料」若しくは「旧生命保険料」、同条第2項に規定する「介護医療保険料」若しくは同条第3項に規定する「新個人年金保険料」若しくは「旧個人年金保険料」(以下196-4までにおいて「生命保険料等」という。)で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの又は同条第5項第4号に掲げる確定給付企業年金規約若しくは適格退職年金契約に係るもの
- (2) 法第77条第1項((地震保険料控除))に規定する地震保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの

法第221条((源泉徴収に係る所得税の徴収))関係

(支払者が税額を負担する場合の税額計算)

221-1 法第221条第1項の規定により同項に規定する者から源泉徴収に係る所得税を徴収する場合において、その者がその徴収すべき税額を徴収していなかったときは、同項の規定により徴収すべき税額は、次により計算することとなることに留意する。

- (1) 当該税額を徴収していなかった理由が、当該徴収すべき税額を支払者が負担する契約となっていたことによるものである場合には、税引手取額により支払金額が定められていたものとして、181~223共-4により計算する。
- (2) 当該税額を徴収していなかった理由が、(1)の理由以外のものである場合には、既に支払った金額のうちから当該税額を徴収すべきであったものとし、既に支払った金額を基準として計算する。この場合において、その計算した税額を納付した支払者が、その納付した税額につき法第222条((不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等))に規定する控除又は請求をしないこととしたときは、当該控除又は請求をしないこととした時においてその納付した税額に相当する金額を税引手取額により支払ったものとし、その支払ったものとされる金額に対する税額を181~223共-4により計算する。

附 則

(経過の取扱い)

196-2 次に掲げる生命保険料等については、給与所得者の保険料控除申告書に記載したその年中に支払った新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料又は地震保険料の金額及び規則第76条各項((保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項))に掲げる事項に誤りがないことについて当該勤務先の代表者又はその代理人の確認を受け、かつ、その申告書にその確認をした旨の認印を受けている場合には、法第196条第2項に規定する書類の提出又は提示があったものとする。

- (1) 法第76条第1項に規定する「新生命保険料」若しくは「旧生命保険料」、同条第2項に規定する「介護医療保険料」若しくは同条第3項に規定する「新個人年金保険料」若しくは「旧個人年金保険料」(以下196-4までにおいて「生命保険料等」という。)で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの又は同条第5項第4号に掲げる確定給付企業年金規約若しくは適格退職年金契約に係るもの
- (2) 法第77条第1項((地震保険料控除))に規定する地震保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの

法第221条((源泉徴収に係る所得税の徴収))関係

(支払者が税額を負担する場合の税額計算)

221-1 法第221条の規定により同条に規定する者から源泉徴収に係る所得税を徴収する場合において、その者がその徴収すべき税額を徴収していなかったときは、同条の規定により徴収すべき税額は、次により計算することとなることに留意する。

- (1) 当該税額を徴収していなかった理由が、当該徴収すべき税額を支払者が負担する契約となっていたことによるものである場合には、税引手取額により支払金額が定められていたものとして、181~223共-4により計算する。
- (2) 当該税額を徴収していなかった理由が、(1)の理由以外のものである場合には、既に支払った金額のうちから当該税額を徴収すべきであったものとし、既に支払った金額を基準として計算する。この場合において、その計算した税額を納付した支払者が、その納付した税額につき法第222条((不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等))に規定する控除又は請求をしないこととしたときは、当該控除又は請求をしないこととした時においてその納付した税額に相当する金額を税引手取額により支払ったものとし、その支払ったものとされる金額に対する税額を181~223共-4により計算する。

(新 設)

この法令解釈通達による改正後の所得税基本通達は、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)、所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第111号)及び所得税法施行規則の一部を改正する省令(令和2年財務省令第11号)(以下「改正法等」という。)による改正後の所得税法、所得税法施行令及び所得税法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の所得税法、所得税法施行令及び所得税法施行規則の規定を適用する場合については、なお従前の例による。